

仕 様 書

1 調達案件の名称

外勤用自動車

2 調達案件の数量

リース台数 1 台

3 リース期間

令和 7 年 10 月 1 日から令和 12 年 9 月 30 日まで（60 か月）の長期継続契約とする。

※ 本調達は、地方自治法第 234 条の 3 に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る歳出予算の削除又は減額があった場合には、契約を解除することがある。

※ リース期間開始日までに納車が間に合わない場合は、本仕様と同等車種の代車を用意すること。

4 車種

ステーションワゴン（ハイブリッド車）

5 規格

- | | |
|-------------|--|
| (1) 総排気量 | 1,400cc～2,500cc |
| (2) 駆動形式 | 前輪駆動又は四輪駆動 |
| (3) ミッション形式 | C V T（自動無断変速機）又はオートマチック |
| (4) 使用燃料 | 無鉛レギュラーガソリン |
| (5) 色 | ホワイト系、シルバー系又はグレー系 |
| (6) 仕様 | 寒冷地仕様 |
| (7) 環境対応 | 平成 17 年度自動車排出ガス基準 75%低減に適合し、かつ
令和 2 年度燃費基準 20%超過レベル以上を達成済 |
| (8) 乗車定員 | 7 人以上 |

6 想定車両

日産 セレナ

※あくまで規格を示す物品の例示であり、当該物品を指定するものではない

7 装備（リース期間中 1 台につき）

- | |
|--------------------|
| (1) A B S |
| (2) エアバッグ（運転席・助手席） |
| (3) エアコン |

- (4) パワーステアリング
- (5) パワーウィンドウ
- (6) リヤワイパー
- (7) キーレスエントリー
- (8) AM／FMラジオ
- (9) 夏タイヤ及びスタッドレスタイヤ（必要に応じて交換）
- (10) ワイパーブレード及びスノーワイパーブレード（必要に応じて交換）
- (11) スペアタイヤまたはパンク修理器具
- (12) スノーブラシ及びスノーヘルパー
- (13) ヘッドレスト（前席及び後席）
- (14) スペアキー
- (15) フロアマット
- (16) ウィンドウウォッシャー液（補充用を含む）
- (17) 標準工具一式
- (18) カーナビゲーションシステム（TV 視聴不可）
- (19) バックモニター
- (20) 後部座席電動スライドドア（両側）
- (21) ドライブレコーダー

ア 映像及び音声を記録することができるものであること。

イ 車両前方及び後方の状況を撮影できるものであること。

ウ 200 万画素以上であること。

エ 画像データについては、外部記憶媒体（SDカード等）を使用するものであること。なお、外部記憶媒体は受注契約者が用意すること。

オ 常時録画（映像記録の開始/終了は、エンジンの ON/OFF に連動する）機能及び衝撃 を感知して事故時の映像を保存する機能を有すること。

カ 常時録画のデータは、上書きにより自動消去されること。

キ LED 信号機の灯火が明確に記録できるものであること。

ク ドライブレコーダーは、配線の見える場所を最低限にして設置の上、納車すること。

※ その他、上記に記載のないものについても、機能上当然必要なものは装備すること。

8 納入場所、検査場所及び保管場所

札幌市教育委員会が指定する場所（市内）とする。納車日時・場所の詳細については、札幌市の指示に従うこと。

9 保険加入等

- (1) 受注契約者は、自動車損害賠償責任保険に加入し、保険料を負担する。
- (2) 受注契約者は、以下の内容の任意保険（運転者制限及び年齢制限なし）に加入し、保険料を負担する。

ア 対人保険	無制限
イ 対物保険	無制限（免責額なし）
ウ 搭乗者保険または人身傷害保険	1名につき、1,000万円以上
エ 自損事故傷害	1名につき、1,000万円以上
オ 無保険者傷害	1名につき、20,000万円以上
カ 車両保険	時価（免責額なし）

（自損、盗難等においても全額免責。札幌市の負担が一切ないもの。）

キ 交通事故賠償関係示談サービス付

ク ロードサービス特約付

ケ 公用車割引、フリート付のこと
- (3) 車両所有者は、任意保険証書の写しを車検証に添付すること。
- (4) 代替車の場合も同条件であること。

10 維持管理

- (1) メンテナンス契約とし、車両の維持管理に係る経費は、車両所有者の負担とする。ただし、燃料代、追加ウィンドウウォッシャー液及びパンク修理代は札幌市の負担とする。
- (2) 自然磨耗・故障等は、札幌市の指示に従い車両所有者が交換・修理等を行い、常に良好な状態に保つこと。
- (3) 車検及び定期点検（最低6か月毎）並びに修理は車両所有者が確実に行い、オイル等油脂類は十分に補充すること。なお、点検にかかる日程調整、メンテナンス工場への入庫及び(4)代替車の引渡は車両所有者が行うこと。
- (4) 車検、定期点検、故障・事故修理及び車両盗難の際は、車両所有者が同等条件の代替車を用意すること。
- (5) 夏タイヤ・スタッドレスタイヤの保管については、車両所有者が行うこと。
- (6) 夏タイヤ・スタッドレスタイヤの組替えに当たっては、車両所有者が日程の調整を行い、札幌市の指示に従うこと。なお、使用期間は新品から3年間を最長とし、当該期間に満たない場合でも安全走行に耐えない磨耗または劣化が認められる場合にはすみやかに交換を行うこと。
- (7) 車庫証明等登録に係る事務については、車両所有者が行うこと。
- (8) 車両配置の変更に伴う車両の移動及び車庫証明等登録に係る事務については、車両所有者が行うこと。ただし、事務等に係る経費は、札幌市の負担とする。
- (9) 事故処理及びこれに伴う車両の修繕は、車両所有者が行うこと。

11 リース車両全損時の扱い

当該車両に係る契約は解除する。その際、札幌市の過失の有無に関わらず、契約解除に係る精算は一切行わない。

12 登録費用及び租税公課

登録費用及び租税公課については車両所有者の負担とし、登録に必要となる諸手続（車庫証明等を含む）についても車両所有者が行うこととする。

13 租税公課・リース料率変更時の取扱い

リース期間中に租税公課、リース料率に変更が生じた場合でも、リース料金については一切変更を行わない。

14 走行距離

1台当たり年間 10,000 k mと想定されるが、これを超過した場合でもリース料の精算は行わない。

15 その他

- (1) 札幌市は、リース期間満了後におけるリース物品の再リースについて、車両所有者と協議することができる。
- (2) 仕様書に定めている事項に該当しないものについては、双方で協議するものとする。

16 担当（仕様に関すること）

札幌市中央区北2条西2丁目STV北2条ビル5階

札幌市教育委員会総務部学校支援課管理係 月山（TEL011-211-3831）